

新旧対照表

(輸入通関事務処理体制について)

新	旧
<p>第 1 基本的な審査方法等 審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>事前審査においては、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>なお、配付を受けた申告書に申請システムの「インボイス受理番号」又は「減免税等手続等受理番号」が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</p> <p>引取りに関する事項の審査</p> <p>イ (省略)</p> <p>□ <u>関税法第 69 条の 8、同第 70 条、同第 71 条に基づく輸入許可等の要件に関する審査</u></p> <p>なお、関税法第 70 条（証明又は確認）に基づく他法令の確認に係る審査は、原則として他法令の許可書、承認書等により行い、貨物の種類、輸出国、数量等からみて当該許可書、承認書等の内容に疑義がある場合には、輸入者から追加的な説明又は資料の提出等を求め、当該疑義の解明を図るものとする。更に、引取申告の場合において、輸入者が他法令手続を不要と判断した申告であっても、申告された貨物の品名等により当該手続の必要性について疑義がある場合には、輸入の許可の判断のため仕入書の提出を求め疑義の解明を図るものとする。</p>	<p>第 1 基本的な審査方法等 審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>事前審査においては、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>なお、配付を受けた申告書に申請システムの「インボイス受理番号」又は「減免税等手続等受理番号」が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</p> <p>引取りに関する事項の審査</p> <p>イ (同左)</p> <p>□ <u>関税法第 70 条、同第 71 条及び關稅定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 21 条に基づく輸入許可等の要件に関する審査</u></p> <p>なお、関税法第 70 条（証明又は確認）に基づく他法令の確認に係る審査は、原則として他法令の許可書、承認書等により行い、貨物の種類、輸出国、数量等からみて当該許可書、承認書等の内容に疑義がある場合には、輸入者から追加的な説明又は資料の提出等を求め、当該疑義の解明を図るものとする。更に、引取申告の場合において、輸入者が他法令手続を不要と判断した申告であっても、申告された貨物の品名等により当該手続の必要性について疑義がある場合には、輸入の許可の判断のため仕入書の提出を求め疑義の解明を図るものとする。</p>